

議案第 9 号

令和 5 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 3 号)について

令和 5 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 3 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和５年度 橋本市病院事業会計補正予算（第３号）

第１条 令和５年度橋本市病院事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和５年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第１款 病 院 事 業 費 用	8,150,197	85,686	8,235,883
第１項 医 業 費 用	7,868,373	85,786	7,954,159
第２項 医 業 外 費 用	197,268	△ 100	197,168

第３条 予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額515,107千円は過年度分損益勘定留保資金515,107千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,016千円は過年度分損益勘定留保資金505,016千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第１款 資 本 的 支 出	1,287,891	△ 10,091	1,277,800
第１項 建 設 改 良 費	568,051	△ 10,091	557,960

第４条 予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

（単位：千円）

事 項	期間	限度額
国際看護師斡旋委託料	令和6年度から令和10年度まで	1,650

予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(単位：千円)

事 項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
院内LED リース料	令和6年度から 令和12年度まで	131,189	令和6年度から 令和12年度まで	0

令和5年11月27日提出

橋本市長 平木 哲朗